

電気供給約款（低圧） 新旧対照表

（下線部分が変更・追記箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>VI 使用及び供給</p> <p>26. 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 省略</p> <p>ハ 追加条項</p> | <p>VI 使用及び供給</p> <p>26. 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 省略</p> <p><u>ハ クレジットカードの不正利用防止のため、決済代行業者からの不正検知等によりクレジットカードの不正利用が明らかとなったり、疑われる場合</u></p> |
| <p>VII 契約の変更及び終了</p> <p>38. 解約等</p> <p>お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) お客さまがその他本供給約款に違反した場合</p> | <p>VII 契約の変更及び終了</p> <p>38. 解約等</p> <p>お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。<u>ただし、(7)または(8)に該当する場合には、通知を行うことなく即時に解約することといたします。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 電気供給契約の申込み内容に電気供給契約を継続しがたい重大な誤り等があった場合</u></p> <p><u>(8) お客さまがその他本供給約款に違反した場合</u></p> |